

## **[事案 2019-107] 新契約無効請求**

・平成2年2月21日 裁定終了

### **<事案の概要>**

医療保険を解約したところ、解約返戻金がなかったことを不服として、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成25年9月に通信販売で契約した自分と配偶者を被保険者とする2件の終身医療保険について、平成31年4月に解約したところ、解約返戻金が支払われなかった。しかし、解約返戻金が支払われるものと誤解して契約したので、既払込保険料全額を返してほしい。

### **<保険会社の主張>**

本契約はいずれも無解約返戻金型(保険料払込期間中の解約には解約返戻金がない)であり、申立人の請求には応じられない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が本契約は解約返戻金が支払われる契約であると誤解して契約したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。